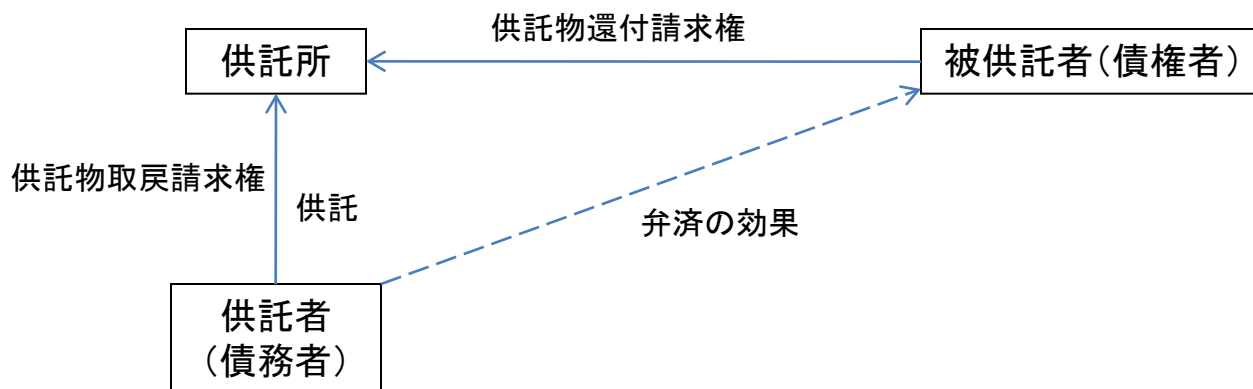


# 供託制度の概要

平成24年11月

# 1. 供託制度とは

- 供託制度は、ある財産を、国家機関である供託所に提出して、その管理に委ね、供託所を通じてその財産をある人に受領させることにより、一定の法律上の目的を達しようとするものである。
- 供託の目的物である財産を供託物、供託所に供託物を提出する者を供託者、供託所を通じて供託物を受領する者を被供託者という。
- 供託者による供託物の提出、供託所による供託物の管理、供託所から被供託者への供託物の交付という三段階から成る。供託法、供託規則等の供託手続法規がその手続を規定している。
- 供託物の払渡請求は、①被供託者からの払渡請求（還付請求）と②供託者からの払渡請求（取戻請求。供託後に供託原因が消滅したこと、当該供託が無効である等の原因による）の二種類がある。



※弁済供託制度を例に説明

## 2. 供託制度の法的性質

- 請求権の満足を図るため、国家機関が供託物の保管に任ずる制度。
- 請求権の満足という法律上の目的を達するものであるが、国民による供託制度の利用量は非常に大きく、しかもこれに対する確実かつ迅速な処理が必要とされる。  
そのため、法は、国家の後見的役割を果たすため、国家機関である供託官に供託事務を取り扱わせるものとして、もって法律秩序の維持、安定を図る公益上の目的を達しようとしている（※最高裁昭和45年7月15日大法廷判決）。
- 供託所が上記のような目的を達するため、供託物を受け入れてこれを管理するのは、一種の民法上の寄託契約と解されている。  
しかしながら、供託官が供託の申請を受けたとき、及び供託物払渡しの請求を受けたとき、その可否を判断するのは、単に寄託契約の当事者の立場でこれを行うものではなく、行政機関としての立場から行う行政処分と解されている。

### ※最高裁昭和45年7月15日大法廷判決

・・・もともと、弁済供託は、弁済者の申請により供託官が債権者のために供託物を受け入れ管理するもので、民法上の寄託契約の性質を有するものであるが、供託により弁済者は債務を免れることとなるばかりではなく、金銭債務の弁済供託事務が大量で、しかも、確実かつ迅速な処理を要する関係上、法律秩序の維持、安定を期するという公益上の目的から、法は、国家の後見的役割を果たすため、国家機関である供託官に供託事務を取り扱わせることとしたうえ、供託官が弁済者から供託物取戻の請求を受けたときには、単に、民法上の寄託契約の当事者的地位にとどまらず、行政機関としての立場から右請求につき理由があるかどうかを判断する権限を供託官に与えたものと解するのが相当である。

### 3. 供託の種類

供託法は、法令の規定に基づく場合についてのみ、供託を認めている。供託原因により大別すると、現在、以下のような種類の供託が認められている。

#### 1 弁済供託（民法494条～）

債権者の受領拒否等の理由により債務の履行ができないときに、債務の目的物を債務履行地の供託所に供託して、その債務を免れる供託

#### 2 担保（保証）供託

特定の相手方等が被る損害を担保するために、根拠法令に基づきなされる供託。

##### ①営業保証供託（宅地建物取引業法25条、割賦販売法16条、旅行業法7条等。）

営業者の取引が広範かつ継続的であるため、取引の相手方に対する損害や債務を担保するための供託。

##### ②裁判上の担保供託（民事訴訟法403条、民事執行法10条6項、民事保全法14条1項等。）

訴訟行為又は裁判上の処分に関連して民訴法、民執法及び保全法により、担保の提供が規定されている場合の供託。

##### ③税法上の保証供託

相続税、贈与税等の国税の延納を許可し又はその納税を猶予する場合、及び不動産取得税等の地方税の徴収を猶予する場合等に、その納付又は徴収を確保するために、納税者に一定の担保を提供させるための供託。

#### 3 執行供託

執行手続の過程において、執行機関（裁判所又は執行官）又は執行当事者が、供託所にその執行の目的物（金銭又は金銭以外のものであるときは、その換価代金）の管理と執行当事者への交付（配当）を行わせるため、執行の目的物を供託所に供託すること。

#### 4 保管供託

目的物の散逸を防止するために、供託物そのものの保管・保全を目的としてなされる供託。

例としては、内閣総理大臣の命令による銀行等の財産供託がある。すなわち、内閣総理大臣は、銀行、保険会社等の業務又は財産の状況に照らして、必要があると認められるときは、当該銀行等に財産の供託を命じることができる（銀行法26条、43条、保険業法132条等）。

なお、本供託により供託された財産（供託物）も、供託者である銀行等が破産すれば、破産管財人によってその取り戻しが行われ、破産財団に組み入れられて、終局的には、債権者の債権の満足に充てられることになる。供託手続の中で債権の満足を図ることが行われただけであって、実質的には弁済供託又は担保（保証）供託と同じ機能をもっているとされる。

#### 5 没取供託

公職の立候補の濫用防止（公選法）等の目的でされる供託。一定の要件で国又は地方公共団体が没取することができる。

## 4. 還付請求手続

- 供託物の還付を受けようとする者は、供託物払渡請求書に必要な書類を添付又は提示し、これを供託所に提出して請求する。
- 具体的な添付又は提示書類としては、通常の場合、
  - ① 還付を受ける権利を有することを証する書面
  - ② 反対給付があったことを証する書面  
(被供託者が供託者に対して反対給付をしなければ、還付請求をすることができない場合)
  - ③ 印鑑証明書
  - ④ 資格証明書
  - ⑤ 代理権限証書とされる(供託規則第24条、第26条、第27条)。
- ①に該当するものとしては、確定判決、和解調書、公正証書等のほか各種の私署証書がある。個々の還付請求の場合に応じて提出すべき種類も多様だが、主な例は以下のとおり(なお、副本ファイルの記録から、還付を受ける権利を有することが明らかな場合には、この書面を添付する必要はない(供託規則第24条第1項第1号但書))。
  - ア 被供託者の相続人が還付請求をする場合には、その還付請求権を包括承継したことを証する戸籍謄本等
  - イ 被供託者が甲か乙か不確定のため供託されている場合に、その一方が還付請求するときは、他の被供託者の承諾書又は確定判決等  
(他の被供託者の承諾書を添付する場合には、当該承諾書の作成前3ヶ月以内又はその作成後に作成された、
    - ・ 当該承諾書に押された印鑑につき市区町村長又は登記所の作成した証明書
    - ・ 法人が利害関係人となるときは、代表者の資格を証する書面
    - ・ 法人でない社団又は財団であって代表者又は管理人の定めのあるものが利害関係人となるときは、代表者又は管理人の資格を証する書面))

ウ 営業保証供託の場合に、債権者から還付請求するときは、①担保官庁の配当手続による場合には、当該担保官庁が発行した証明書、②それ以外の場合には、還付請求権者が営業保証供託した者と当該営業上の取引によって生じた債権を有することを証するために当該業者の債務確認書、確定判決、調停調書、公正証書等（昭和41.12.8民事甲第3302号民事局長認可1問・先例集(4)228頁）。